

【令和7年度】						
物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
CPMユニット（能動型下肢用他動運動訓練統治） 1台	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年5月29日	株式会社サンライフ 東京都大田区平和島6-1-1 TRCセンタービル 3F	1,265,000 円	機器本体の予定価格が160万を超えない財産を買い入れるときに該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第5項及び会計規則細則第35条第2項）	
超音波診断装置 Aplio flex 1台	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年5月30日	株式会社六濤 さいたま市北区土呂町2-44-13 サンシティ1F	3,432,000 円	契約業者はメーカーの特約店であることから、買い入れ先が特定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
超音波診断装置 Aplio a 1台	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－6	令和7年5月30日	株式会社六濤 さいたま市北区土呂町2-44-13 サンシティ2F	6,303,000 円	契約業者はメーカーの特約店であることから、買い入れ先が特定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
超音波診断装置 Aplio go 1台	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年5月30日	株式会社六濤 さいたま市北区土呂町2-44-13 サンシティ1F	2,299,000 円	契約業者はメーカーの特約店であることから、買い入れ先が特定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
クリアリフトスケール	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年5月20日	株式会社勝倉医科器械 東京都江戸川区北小岩2-35-3	1,283,700 円	予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるときに該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項）	
PET/CT画像解析装置	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年4月2日	株式会社メディセオ 埼玉県三郷市上彦川戸852-1	1,595,000 円	予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるときに該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項）	
SL写真撮影装置	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年6月12日	株式会社サンライフ 東京都大田区平和島6-1-1 TRCセンタービル 3F	1,447,050 円	予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるときに該当するため（日本赤十字社会計規則施行細則第35条第2項）	
超電導磁石式全身用MR装置 Discovery 750W V.U	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年4月22日	GEヘルスケア・ジャパン株式会社 さいたま市北区宮原町1-853-8	41,727,045 円	契約業者が当該機器の製造販売元であり、買い入れ先が特定され競争が発生せず、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則36条 4項）	
超電導磁石式全身用MR装置 Optima 451W V.U	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年4月22日	GEヘルスケア・ジャパン株式会社 さいたま市北区宮原町1-853-8	43,272,955 円	契約業者が当該機器の製造販売元であり、買い入れ先が特定され競争が発生せず、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため（日本赤十字社会計規則36条 4項）	
メディカルモニタ術野カメラシステム	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年6月11日	株式会社サンライフ 東京都大田区平和島6-1-1 TRCセンタービル 3F	5,263,500 円	契約業者はメーカーの特約店であることから、買い入れ先が特定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
移動型デジタル式汎用X線透視診断装置	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年5月30日	株式会社 栗原医療機器店 さいたま支店 さいたま市見沼区東大宮6-3-1	19,250,000 円	契約業者はメーカーの特約店であることから、買い入れ先が特定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第5項）	
一包化刻印照合システム「監査レンジPacks」	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年6月13日	株式会社メディセオ 埼玉県三郷市上彦川戸852-1	1,474,000 円	契約業者はメーカーの特約店であることから、買い入れ先が特定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第6項）	
シュットマン	さいたま赤十字病院 用度課 埼玉県さいたま市中央区新都心 1－5	令和7年5月28日	株式会社AiHO 東京都練馬区豊玉南3-11-3	1,595,000 円	契約業者はメーカーの特約店であることから、買い入れ先が特定され、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第7項）	

【令和7年度】						
物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
UPS設備用品　主回路・制御ヒューズ交換作業	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年5月7日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	2,783,000 円	当該事業者は、当院の施設管理業務を行っており、当院設備についても熟知し、円滑な業務の実施が期待できることから。 （日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
外調機の院内制気口清掃作業	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年4月21日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	4,840,000 円	本件は、対象個所が膨大であり作業日数も要するため、作業を円滑に進めるには当院設備に熟知している必要がある。契約業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当院設備を熟知し円滑に作業できることから。 （日本赤十字社会計規則第36条4項）	
外調機中性能フィルター交換作業について	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年5月14日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	2,475,000 円	当該業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当院空調設備についても熟知し、外調機点検時に交換を実施できることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
令和7年度防火設備点検	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年6月3日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	2,860,000 円	当該業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当院防火設備についても熟知していることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
救命救急センター風除室自動ドアの修繕について	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年6月9日	日本空調サービス（株） 東京都江東区潮見2-1-7	1,094,500 円	当該契約業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当該装置についても熟知しているため、迅速かつ円滑な業務の実施が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
高温排水槽希釈水配管切替工事について	さいたま赤十字病院　施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-6	令和7年6月9日	日本空調サービス（株） 東京都江東区潮見2-1-7	1,243,000 円	当該事業者は、当院の施設管理業務を行っており、当院設備についても熟知し、円滑な業務の実施が期待できることから。 （日本赤十字社会計規則第36条第4項）	
5階空調機械室バルブ設置作業	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年5月28日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	1,232,000 円	当該業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当院蒸気配管設備についても熟知し、円滑な業務の実施が期待できることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	
5階西病棟・MFICU蒸気配管ガスケット交換作業	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和7年5月28日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	4,675,000 円	当該業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当院蒸気配管設備についても熟知し、円滑な業務の実施が期待できることから、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため。（日本赤十字社会計規則第36条第3項）	

備考
（１）公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
（２）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
（３）随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。